

飯舘村長泥地区における取組について

概 要

- ① 飯舘村からの要望を受けて、飯舘村と環境省が協力して実証事業を行い、環境再生に取り組むことに合意
- ② 具体的な内容は、今後両者で検討していく。

経 緯

- 飯舘村において、長泥行政区（行政区臨時総会：11/11、議決内容の報告：11/13）及び飯舘村議会（全員協議会：11/14）の了承を得て、飯舘村長泥行政区の環境再生・復興に向けて環境再生事業を実施することを環境省に要望（11/20）

当面の対応

- 環境省は、安全・安心に配慮して事業を進めるため、飯舘村内の除去土壌の状態、造成した土地の利用方法等を踏まえ、有識者による検討会において、再生利用の方法について検討する。
- 環境省は、除去土壌の資材化及び再生資材を利用することについて、まず実証事業を行い、安全性を確認する。実証事業の具体的な内容等について、今後、飯舘村及び長泥行政区ならびに関係機関と調整を進める。

参考

- 参考-1 長泥地区の環境再生・復興に向けた要望書
- 参考-2 飯舘村長泥地区における環境再生・復興に向けた確認書